

労働関係講座 労働関連法制の改正や見直しの動向について

講師：社団法人 日本経済団体連合会 労働法制本部 主幹 輪島 忍 氏



今通常国会で審議予定の労働関係の法案は 有期労働契約者に対する労働契約法の一部改正案 高年齢者雇用安定等に関する法律の一部改正案の大きく2つ。労政審議会で議論された見直し案や動向等について解説をいただいた。(以下抜粋)

有期労働契約について

(2) 長期に渡る反復・継続への対応(労契法18条) 5年を超えて反復更新された場合には(1)、労働者の申出により(2)、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを導入する。クーリング期間は6ヶ月で、1年未満の場合はその2分の1が適当(3)。制度導入後に締結又は更新された有期労働契約から、利用可能期間の算定を行う(4)。

(1)例えば1回の契約がプロジェクト等で7年の場合でも反復をしていなければ良い。

(2)あくまで労働者の意思によるもので、自動的に適用される訳ではない。

(3)例えば10ヶ月の契約であれば5ヶ月が良い。

(4)現時点で5年超でもすぐには適用されない。改正後新たに契約・更新した時点から起算される。

(1)「雇止め法理」の法定化(労契法19条)

紛争を防止するため、判例法理(いわゆる雇止め法理)を法定化し明確化を図る、ほか。

高年齢者雇用について

ポイントは継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止(高齢法9条2項)。無年金・無収入者が生じることのないよう雇用と年金を確実に接続させるため、労使協定により基準を定めた場合は希望者全員を対象としない制度は廃止する。

双法案の成立は国会での審議如何によるが、今後の企業対応面の検討材料としていただきたい。

その他、労働者派遣法改正法案の概要や審議の動向等も紹介をいただいた。(文責 事務局)